

石川県感染症発生動向調査における咽頭結膜熱警報の発令について

石川県感染症発生動向調査における咽頭結膜熱患者の定点医療機関あたりの報告数が、警報の基準値である定点あたり3人を2週連続で超え、大きな流行が発生又は継続しつつあることが疑われるため、警報を発令します。

※本県では、感染症法が施行された平成11年以降、初めての警報発令となります。

1 咽頭結膜熱の流行状況について

＜咽頭結膜熱の定点医療機関（小児科29医療機関）あたりの報告数の推移（人）＞

区分	10/30～11/5 (第44週)	11/6～12 (第45週)	11/13～19 (第46週)	11/20～26 (第47週)	11/27～12/3 (第48週)
石川県	2.48	4.38	2.83	4.79	6.00
全 国	2.45	3.23	3.30	3.54	—

＜咽頭結膜熱とは＞

- ・小児に多いウイルス性の急性感染症で、発熱・咽頭炎・結膜炎を主症状とする。
- ・特異的な治療法はないが、基本的には3～5日程で自然治癒する疾患。

2 今後の対応

- (1) 注意喚起の通知を、12月6日付けで関係機関に行う。
→ 庁内関係部局、市町、医療関係機関 など
- (2) 県民へ、ホームページ、SNSにて注意喚起を行う。

3 呼びかけ内容

- ・流水と石鹼によるこまめな手洗い、うがいを心がけましょう。
- ・咽頭結膜熱にかかった方との密接な接触は避け、タオル等の共有は避けましょう。
- ・十分な睡眠やバランスの良い食生活など、健康的な生活を心がけましょう。
- ・高熱が続く、吐き気、頭痛の強い時、咳が激しい時などは、早めに医療機関を受診しましょう。

参考 URL

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/inntouketsumakunetsu_231122.html

(参 考)

- ・全国状況（国立感染症研究所データ）
→ 第47週までに、合計29都道府県（石川県を含む）で、警報基準値である定点あたり3人以上